

第5回社会的養育推進計画策定検討部会議事録

○日 時：令和6年7月18日（木） 13:30～15:30

○会 場：はぐくみかん5階・会議室4

○出席委員（50音順、敬称略）：

岸川洋治、澁谷昌史、谷英明、仲嶋久義、原田修二、村田陽子、吉田尚子

○事務局：

（こども家庭支援課）佐藤課長、辰馬課長補佐、野村課長補佐、増田課長補佐、
渡邊課長補佐、古澤、千葉

（児童相談課）深井課長、綿引課長補佐、栗野係長、府川係長

（地域健康課）竹田主査

○議事内容

≪ 1 開 会 ≫

（1）定足数報告

全委員出席のため、本検討部会は成立していることを報告。

（2）傍聴人報告

本日の傍聴者は1名であることを報告。

（3）資料の確認

≪ 2 議 事 ≫

（1）検討部会の今後のスケジュールについて

事務局から、「社会的養育推進計画策定スケジュール（案）」（資料1）について説明を行った後、意見交換及び質疑応答を行った。

< 澁谷部会長 >

スケジュール案について、事務局からの説明のとおりとしてよろしいか。

（異議なし）

(2) 次期社会的養育推進計画（案）について

事務局から、「横須賀市社会的養育推進計画進行管理表」（資料2）について説明を行った後、意見交換及び質疑応答を行った。

<谷委員>

資料2、8ページの「(6) DV 被害者支援」について、前年と同じものが書かれている。件数や内容的なものを加えてほしい。

「児童相談所との連携を図った」とあり、4ページに同じ庁舎内にあつて迅速な連携を図れる」とあるが、あえて児童相談所との連携を書かないといけないのか、どのような連携をされたのか聞きたい。

9ページの(2)意見箱について、毎月平均何枚入っているのか、年間何枚か、どういう内容が書かれているのか。また効果の確認をしているのか、聞きたい。

また、表中の「児童集会」と、次のページ(3)の「こども会議」とは違うのか。

<こども家庭支援課係長>

関係案件があれば連携している。個別ケースによるが、DV被害者に対し、女性相談支援員と児童相談所とで緊密に対応を協議し、個別のケースに応じて丁寧に対応を考えながら支援を行っている。

<児童相談課係長>

意見箱について、施設では何件あるか不明だが、担当者が代わる年度替わりに意見が多いと聞いている。一時保護所については、毎月数件から数十件ある。ある程度まとめて回収し、一時保護所内に回答を掲示している。

児童集会と子ども会議は、施設及び一時保護所で実施している、こどもが主体的に運営している会議。こどもの意見を吸い上げる目的で行っている。子ども会議は総称であり、一時保護所では特に児童集会と呼び、毎週金曜日に一時保護所係長を含めた集会、土曜日にこどもだけの集会を開催している。

<谷委員>

意見箱に反対はしていない。計画の中に効果をきちんと確認して載せていくべき。

<原田委員>

施設における意見箱について、年3回ほど、こどもアンケートとして意見を吸い上げているので、意見箱にはほとんど入っていない状況。令和4年度は0件、令和5年度は1件だった。それについても職員とこどもたちで話をして施設側として見直しを図っている状況である。

<谷委員>

12 ページⅡ-3の「(1) 民間あっせん機関との協働」について、資料3、11 ページ(10)の図表2-10を見ると実績がほとんど0であるが、国では1,000件を目標にしているので、対策を考えるべきではないか。説明会を実施することや、実親の所在不明、施設への長期入所者を把握することに加え、特別養子縁組が可能かどうか検討し、対応を図っていくべき。

<児童相談課係長>

来年度は市民の方に積極的に周知を行っていく。また、毎年実施している、全ての措置・委託をされているこどもに係る職員への聞き取り調査の際に特別養子縁組の是非について検討していきたい。

<仲嶋委員>

18 ページの「(5) 身元保証人の費用補助」について、里親やファミリーホームに対しても実施しているのか。

<児童相談課長>

里親やファミリーホームが抜けているので加えたい。

<谷委員>

3 ページの「(3) 児童虐待防止推進月間への取り組み」のR5実績に西行政センターで行ったとあるが、2階の限られた人しか通らない場所でやっていたので、次回は1階ホールの市民が通る場所に貼ってほしい。

18 ページの「(5) 身元保証人の費用補助」について、児童相談所と保証協会の契約により、施設長や里親が身元保証人や連帯保証人にならなくてもいいようにしてほしい。

<澁谷部会長>

計画を立てる際に留意しなければいけない点としてご意見いただいた。この進捗管理の上に継続していく。現状をご確認いただいた上で適宜ご質問いただきたい。

進捗管理の様式がPDCAを回しにくい立て付けになっているが、次回の計画では国のガイドラインにおいて、かなり指標化を図り、見える化していくように枠組みができている。委員にもこのようにしたら進捗管理がしやすいのではないかと意見をいただきたい。

続いて事務局より、「横須賀市社会的養育推進計画（案）」（資料３）について説明を行った後、意見交換及び質疑応答を行った。

<谷委員>

２ページ（４）で、「毎年度の自己点検・評価を実施する」とあるが、これをしっかりやっていただきたい。国の要領では必要な場合は中間年でも見直しできると書いてある。PDCA サイクルを強化していくことが必要である。

７ページの「（３）児童虐待相談受付状況」だが、国の要領には相談対応件数と書いてあり、マスコミでは相談通報件数と報道発表しているが、その差を聞きたい。

<こども家庭支援課係長>

現在の進行管理についてもご意見いただいた。新しい計画には、国から計画に記載しなければいけない指標を示されている。加えて本市独自の設定をする必要もある。それを踏まえ、数値的なもので PDCA を確認しながら回していかなければならない。来年度までは現行計画の進行管理だが、可能な限り本日いただいたご意見を踏まえて進行管理していきたい。中間年の見直しについては、どのようなタイミングで検討するかは現段階でははっきり申し上げられない。状況に合わせて検討していきたい。

<児童相談課長>

横須賀市はこれまでも児童虐待相談受付件数で報道発表してきている。対応件数は、虐待として相談を受け、そのケースに対応をするとカウントされる。１人のこどもについて１対応とは限らないため、対応件数にすると受付件数よりも数が増える。国は対応件数を集計したものをホームページなどに載せているが、対応件数だと報道発表するにはわかりにくく、１年間に受けた虐待相談が何件あったかを発表しているので、こちらもそれに合わせた。

<村田委員>

一時保護ガイドラインについて、資料２の進行管理では２４ページ（２）に、周知されていなかったもので、今後の取り組みで周知していくとあった。計画案でも、職員研修により周知するという事になっているが、周知徹底されなかった理由がわからない中で、職員研修だけでいいのかわかりたい。

<児童相談課長>

お互いの個人情報の保護や集団の中での安全を図らなければいけない部分について、横須賀市の一時保護所としてルールを定めてきた。令和６年３月末に国からガイドラインが示されたので、研修も含め、見直しをしなければいけないということでこのような

表現になっている。

<澁谷部会長>

ヒアリングのまとめ方について、事務局のほうで再考を提案したい。児童からのアンケートやヒアリングをどう受け止めたのかが大事である。施設等を退所後もサポートしてほしいという要望があるが、これが児童自立生活援助事業や社会的養護自立支援拠点事業の実施を求めているのかどうかは読み取りにくい。それによっては計画の立て方にかかわってくる。

<原田委員>

資料 3、39 ページ図表 2-35 で、里親の登録数が 40 になっているが、未委託の里親はどのくらいいるのか。こどもを預けられるようにするため、委託率を上げるためにどんな方策を考えていくのか。もっと里親が活動しやすい環境や施策が必要なのではないか。

(所用により退席)

<谷委員>

原田委員が話されていた未委託里親数に関連して、委託されている里子の割合（里親稼働率）については現在 50%、最終的に 60%にしたいと示されている。

里親委託率を増やすには、施設の入所を少なくし、乳児院ではなく里親家庭に委託するのが、一番里親委託率が上がる。愛着形成を育むためにも里親家庭への委託を推進してほしい。福岡市ではそのようにして、里親委託率が倍以上に上がっている。

62 ページの「フォスタリング機関への業務委託」について、開始目標年度はいつか明記していただきたい。また、フォスタリング機関の業務の一部として、里親制度の普及促進、リクルート、里親研修、トレーニングと、何を委託するのかを明確に書いてほしい。里親支援センターの設置の是非を考えるのであれば、令和 7 年度に考えることにして、設置しないのであれば記載する必要はないと思う。

<児童相談課長>

令和 7 年度から 11 年度の計画の中で、どこまでに行うかということは検討したい。

<谷委員>

61 ページの「里親等支援体制の整備」について、配置人数が 3 名とあるが、特別養子縁組のチームを作ったり、実親との再構築をしたりと、いろいろ課題がある中で、担当者が 3 名のままでいいのかどうか。

<澁谷部会長>

文言の中では「充実させていく」とあるが、計画の中で具体化されていないというご指摘である。

<児童相談課長>

フォスタリング機関に業務委託をした場合や、再統合については、里親担当と家族支援担当は同じ係であり、職員体制については必ず何名でできるというのは明言できない。預からせていただく。

<谷委員>

59 ページの「施設職員及び養育者への権利擁護に関する研修実施」について、まずは児童相談所の職員に研修を行うべきではないか。

<児童相談課長>

児童相談所の職員に対して、こどもの権利については児童福祉司任用前研修などすでに実施している。すでに研修を受けているという前提でここにはあえて入れていない。

<谷委員>

57 ページの「アドボケイトの派遣」について、以前弁護士にやってもらうつもりだという話があった。国の要領では、弁護士のほかに社会福祉士などの専門職、社会的養護経験者、市民なども想定されている。確保と養成に取り組むべきでないか。ここに明記することはできないか。

<児童相談課長>

一時保護所にアドボケイトが入っているが、法律にかかわる事案の岐路に立たされるこどもが多いので、弁護士にお願いしている。

施設のアドボケイトに関しては、学識経験者を考えている。国は市民の方に開かれた一時保護所や施設を、としているが、現時点ではそこまで市民を確保できるかという懸念がある。また養成講座は県が開催している講座に参加させてもらっているため、県とも話を詰めないといけない。

<村田委員>

児童相談所の仕組みについてある程度わかっていないと、こどもの話を聞いていても理解できず、問題点もわからないだろう。アドボケイトになるのは弁護士だけが適切とは思っていないが、ある程度児童福祉のことを知っている必要がある。一般の市民の方にはかなり研修を受けたり内情を知っていただかないと、こどもの話を理解するのは難

しい。

<岸川委員>

67 ページの「施設の小規模かつ地域分散化の検討」について、令和 11 年度で 6 人という目標はスローペースである。町田市にある児童養護施設の理事長をしているが、2 つのグループホームを地域につくった。これをやるには、グループホームをつくる際に地元の理解が得られるかどうかなど、難しい面はあるが、早急な分散化等について検討してもらいたい。

<こども家庭支援課長>

今回の数値目標を作成するにあたっては、施設と協議しながら作成した。令和 11 年より前にできるものであれば当然実施していくという考えのもとで、最大の年数とした。再度協議して、検討したい。

<谷委員>

66 ページの「児童相談所長による特別養子適格確認の審判申立ての促進」について、職員の研修はいいが、周知を図っていくのではなく、促進を図っていくと書くべきではないか。令和 4 年度の法改正によって司法審査の導入が出てきている。一時保護時の司法審査や、里親の親権の制限などをできれば 77 ページ（1）で配置された弁護士にやってもらいたい。

<児童相談課係長>

周知というのは、児童相談所長の申し立てができるということを担当職員に伝えていくということ。特別養子縁組につながるような長期委託のこどもについて検討していき、審判の申し立てにつながるようにしていきたい。

<谷委員>

5 年かけて研修と周知をするか。

<澁谷部会長>

行政では現実的に計画を立てていかなければならないという実情は承知しているが、こどもたちが何を必要としているのかということが一番大切である。委員の意見を含めて検討できるところは進めていってほしい。

こどもたちの中には、18 歳で支援が切れしまうのではないかという先々の見通しが立たない不安があるこどももいるので、サポートを作っていくのは大事である。今年度から都道府県には 18 歳以降の状況を把握することが義務付けられており、それに対応

した事業をどのようにしていくか、十分であるのか、などについては検討の余地がある。

<谷委員>

74 ページの「児童自立生活援助事業」について、(1)Ⅰ型は自立援助ホーム、(2)Ⅱ型は児童養護施設、(3)Ⅲ型は里親やファミリーホームが対象となっているということによろしいか。

<こども家庭支援課係長>

そのとおりである。

<村田委員>

保護者が反対している中で一時保護したり、家裁の審判で保護を延長したりするような場面で、一時保護委託をしているこどもが学校に通えるようにしていくことが望ましいと思うが、保護者が反対した場合でも里親委託するという取り組みがないように思う。別の自治体では里親委託の承認を、児童福祉法第 28 条の申し立てで求めて、里親に長期委託している事案もあるが、横須賀ではないと聞いて驚いた。他の自治体では児童福祉法第 28 条の申し立ての際、施設だけでなく、「及び里親委託」として承認をとっている。親権者の同意が取れないと里親委託できないというのは、こどもの利益を阻害してしまう。同じ地域だと親権者に会ってしまうかもしれないが、そういう時に里親が守られる体制なども検討していただければと思う。

<澁谷部会長>

里親が安心してこどもを受託していくために、どのようなことが必要なのか、里親の力をもっと引き出せるような体制をつくれるかなどは大事な観点。今回の計画に載せることができるかどうかは議論が必要かと思うが大事なご指摘である。

ひとまずここまでのご意見に基づく修正とし、読みやすさも含めて検討したうえで、次回最終的なパブリックコメント案を示していきたい。

《 3 その他 》

<こども家庭支援課係長>

次回パブリックコメントの最終案をまとめる。先日児童ヒアリンググループに参加していただいた方の中から 1 名に、オブザーバーとして次回の検討部会に出席していただき、直接報告することをご提案する。

＜澁谷部会長＞

提案とおりオブザーバーとしての出席をお願いすることについてご意見はあるか。

（異議なし）

＜＜ 4 閉 会 ＞＞

＜こども家庭支援課長＞

第6回検討部会の開催は8月15日（木）を予定。詳細な日時は、追って開催通知でご案内する。

＊この議事録は、委員等の発言を事務局において要点筆記したものです。

以上